

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第五項及び第六項、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

4 法第四条第六項の特定第二種国内希少野生動植物種は、別表第四に掲げる種とする。

第二条第二号口中「(6)並びに(8)の1の項並びにハ」を「(7)並びに(9)の1の項、ロの(1)並びにニ」に改め、同条第三号中「5の項、(12)の1の項、(14)の2の項、(15)、(19)、(20)の1の項、(24)、(29)、(30)、(31)、(39)の2の項及び4の項、(42)の1の項、(44)、(45)、(48)の2の項、(51)並びに(52)」を「6の項、(9)の1の項、(10)、(13)の1の項、(15)の2の項、(16)、(20)の1の項、(21)の1の項、(25)、(31)、(32)、(33)、(41)の5の項及び8の項、(44)の1の項及び3の項、

(47)、(48)、(51)の2の項、(54)並びに(55)」に改める。

第三条及び第四条第二号中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第五条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第七条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条第一項ただし書」に改める。

第八条第三号ハ中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第九条第二号中「別表第六の12の項」を「別表第七の12の項」に改める。

第十条中「別表第五の4の項」を「別表第六の4の項」に改める。

第十三条及び第十八条中「別表第五の2の項」を「別表第六の2の項」に改める。

別表第一の表二の第一の一のロの(2)中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Miniopterus fuscus</i> (リュウキユウユビナガコウモリ)
---	--

別表第一の表二の第一の一のロ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)	きくがしらこうもり科
-----	------------

1	<i>Rhinolophus cornutus orii</i> (オウイロキクガシラコウモリ)
2	<i>Rhinolophus pumilus pumilus</i> (オキナロキクガシラコウモリ)

別表第一の表二の第一の二中ホをチとする。

別表第一の表二の第一の二の二の(2)に次の一項を加える。

2	<i>Puffinus lherminieri bannermani</i> (セグロミズナギドリ)
---	--

別表第一の表二の第一の二中ニをととする。

別表第一の表二の第一の二のハに次のように加える。

(2) ひたき科	
1	<i>Turdus celanops</i> (アカコッコ)

別表第一の表二の第一の二中ハをホとし、その次に次のように加える。

く ペリカン目	
(1) さぎ科	
1	<i>Ixobrychus eurhythmus</i> (オオヨシボイ)

別表第一の表二の第一の二中口をハとし、その次に次のように加える。

	ニ つる目
	(1) くいな科
1	<i>Coturnicops exquisitus</i> (シマクイナ)

別表第一の表二の第一の二のイの次に次のように加える。

	ロ こうのとりの目
	(1) とぎ科
1	<i>Platalea minor</i> (クロツラヘラサギ)

別表第一の表二の第一の三のイの(2)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Takydromus dorsalis</i> (サキシムカナヘビ)
---	---------------------------------------

別表第一の表二の第一の三のロの(1)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Hebius concealarus</i> (シヤコヒビア)
---	------------------------------------

別表第一の表二の第一の三に次のように加える。

ハ かめ目	
(1) いしがめ科	
1	<i>Geoemyda japonica</i> (リュウキユウヤマガメ)

別表第一の表二の第一の四のロの(1)中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	<i>Hynobius tokyoensis</i> (トウキョウサンショウウオ)
---	---

別表第一の表二の第一の五のイの(2)中3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項の次に次の二項を加える。

2	<i>Acheilognathus tabira nakamurae</i> (セボシタビラ)
3	<i>Hemigrammocyparis neglectus</i> (カワバタモロコ)

別表第一の表二の第一の五に次のように加える。

ハ さげ目	
(1) しらうお科	

1	<i>Neosalanx reganius</i> (アリアケヒメシラウオ)
---	--

別表第一の表二の第一の六のイ中(8)を(9)とし、(5)から(7)までを(6)から(8)までとし、(4)の次に次のように加える。

	(5) みずすまし科
1	<i>Gyrinus ryukyuensis</i> (リュウキユウヒメシムズ)

別表第一の表二の第一の六のロ中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

	(1) こおいむし科
1	<i>Kirkaldyia deyrolli</i> (タガメ)

別表第一の表二の第一の六中ホをへとし、ニをホとする。

別表第一の表二の第一の六のハの(2)中5の項を6の項とし、2の項から4の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Japonica onoi mizobei</i> (カシワアカシジミ冠高原亜種)
---	--

別表第一の表二の第一の六中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ はち目	
(1) あり科	
1	<i>Aphaenogaster gamagumayaa</i> (ガマアシナガアリ)

別表第一の表二の第一の七のイの(1)中2の項を7の項とし、1の項を6の項とし、同項の前に次の五項を加える。

1	<i>Aegista inexpectata</i> (オセイガケナマインマイン)
2	<i>Aegista marginata</i> (ヘリトリケマインマイン)
3	<i>Euhadra murayamai</i> (ムラヤマインマイン)
4	<i>Euhadra nachicola</i> (ナチマインマイン)
5	<i>Euhadra sadoensis</i> (サトマインマイン)

別表第一の表二の第一の七のイの(2)中17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項の次に次の一項を加える。

15	<i>Nipponochloritis obscura</i> (トクノシマビロウブマインマイン)
----	---

別表第一の表二の第一の七のイの(2)に次の一項を加える。

19	<i>Satsuma kumejimaensis</i> (クメジマムイムイ)
----	---

別表第一の表二の第一の七のイに次のように加える。

	(3) きせるがい科
1	<i>Megalophaedusa ishikawai</i> (イシカウギセル)
2	<i>Megalophaedusa spelaeonis</i> (カザアナギセル)
3	<i>Stereophaedusa caudata</i> (トクネニヤダムジギセル)
4	<i>Stereophaedusa striatella</i> (ヒヤコオキナウギセル)

別表第一の表二の第二の(3)中14の項を15の項とし、9の項から13の項までを二項ずつ繰り下げ、8の項の

次に次の一項を加える。

9	<i>Arisaema minamitani</i> (ヒユウガヒロハテンナンショウ)
---	---

別表第一の表二の第二の(4)中8の項を10の項とし、4の項から7の項までを二項ずつ繰り下げ、3の項の

次に次の二項を加える。

4	<i>Asarum misandrum</i> (アソサイジン)
---	----------------------------------

5	<i>Asarum mitoanum</i> (アソサイカンアオイ)
---	------------------------------------

別表第一の表二の第二の(7)中3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、同項の前に次の一項を加える。

3	<i>Lonicera linderifolia</i> var. <i>linderifolia</i> (ヤブヒヨウタンボク)
---	---

別表第一の表二の第二の(7)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Lonicera fragrantissima</i> (ツシムヒヨウタンボク)
---	---

別表第一の表二の第二の(8)中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次の一項を加える。

5	<i>Saussurea japonica</i> (ヒナヒコグサ)
---	------------------------------------

別表第一の表二の第二の(9)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Berteroella maximowiczii</i> (ハナナズナ)
---	---

別表第一の表二の第二中(52)を(55)とし、(43)から(51)までを(46)から(54)までとする。

別表第一の表二の第二の(42)に次の一項を加える。

3	<i>Mitella amamiana</i> (アヲミチヤルメルソウ)
---	--------------------------------------

別表第一の表二の第二中(42)を(44)とし、その次に次のように加える。

(45) ごまのはぐさ科

1	<i>Veronicastrum noguchii</i> (イヌミズズカケ)
---	---

別表第一の表二の第二中(41)を(43)とし、(40)を(42)とする。

別表第一の表二の第二の(39)中4の項を8の項とし、3の項を6の項とし、同項の次に次の一項を加える。

7	<i>Ranunculus yatsugatakensis</i> (ヤツガタケキンポウゲ)
---	--

別表第一の表二の第二の(39)中2の項を5の項とし、1の項を4の項とし、同項の前に次の三項を加える。

1	<i>Aconitum ciliare</i> (ハナカズラ)
---	---------------------------------

2	<i>Aconitum idemontanum</i> (イイゲトリカブト)
---	--

3	<i>Aconitum metajaponicum</i> (オシタケズシ)
---	--

別表第一の表二の第二中(39)を(41)とする。

別表第一の表二の第二の(38)中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	<i>Cheilanthes krameri</i> (イワウラボシ)
---	-------------------------------------

2 *Haplopteris yakushimensis* (オオバシジラン)

別表第一の表二の第二中(38)を(40)とし、(28)から(37)までを(30)から(39)までとする。

別表第一の表二の第二の(27)中30の項を37の項とし、23の項から29の項までを七項ずつ繰り下げ、22の項を28の項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 *Oreorchis itoana* (コハクラン)

別表第一の表二の第二の(27)中21の項を26の項とし、同項の次に次の一項を加える。

27 *Odontochilus nanlingensis* (ヒメシラヒゲラン)

別表第一の表二の第二の(27)中20の項を25の項とし、19の項を24の項とし、18の項を23の項とし、17の項を21の項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 *Liparis nikkoensis* (ヒメスズムシラン)

別表第一の表二の第二の(27)中16の項を20の項とし、12の項から15の項までを四項ずつ繰り下げ、11の項を14の項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 *Eulophia taiwanensis* (タカサゴヤガラ)

別表第一の表二の第二の(27)中10の項を13の項とし、5の項から9の項までを三項ずつ繰り下げ、4の項を6の項とし、同項の次に次の一項を加える。

7	<i>Crepidium kandae</i> (カンダヒメラン)
---	-----------------------------------

別表第一の表二の第二の(27)中3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次の一項を加える。

4	<i>Calanthe formosana</i> (タイワンゴビネ)
---	-------------------------------------

別表第一の表二の第二の(27)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Acanthephippium pictum</i> (ホンレイショウキラン)
---	--

別表第一の表二の第二中(27)を(29)とし、(26)を(28)とし、(25)を(26)とし、その次に次のように加える。

(27)	いばらも科
------	-------

1	<i>Najas tenuicaulis</i> (ヒメイバラモ)
---	-----------------------------------

別表第一の表二の第二中(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とする。

別表第一の表二の第二の(21)中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Asparagus oligoclonos</i> (タムボウキ)
---	--------------------------------------

別表第一の表二の第二の(21)に次の三項を加える。

4	<i>Tricyrtis ishiana</i> var. <i>ishiana</i> (サガミジヨウクロホトトギス)
5	<i>Tricyrtis ishiana</i> var. <i>surugensis</i> (スルガジヨウクロホトトギス)
6	<i>Tricyrtis perfoliata</i> (キバナノツクヌキホトトギス)

別表第一の表二の第二中(21)を(22)とし、(20)を(21)とする。

別表第一の表二の第二の(19)に次の一項を加える。

2	<i>Scutellaria kikai-insularis</i> (ヒメタジナミンノウ)
---	--

別表第一の表二の第二中(19)を(20)とし、(12)から(18)までを(13)から(19)までとする。

別表第一の表二の第二の(11)中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項の

次に次の一項を加える。

4	<i>Polystichum grandifrons</i> (キユウシヨウインノブ)
---	---

別表第一の表二の第二中(11)を(12)とし、(10)を(11)とする。

別表第一の表二の第二の(9)の次に次のように加える。

	(10) かやつりぐさ科
1	<i>Isolepis crassiuscula</i> (ビヤッコイ)

別表第一の表二の第二に次のように加える。

	(56) すみれ科
1	<i>Viola tashiroi</i> var. <i>tairae</i> (イシガキスミレ)
2	<i>Viola thibaudieri</i> (タヂスミレ)
3	<i>Viola utchinensis</i> (オキナクスミレ)

別表第三の第一の(2)中10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次の一項を加える。

8	<i>Arisaema minamitani</i> (ヒユウガヒロハテンナンショウ)
---	---

別表第三の第一の(3)中8の項を10の項とし、4の項から7の項までを二項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の二項を加える。

4	<i>Asarum misandrum</i> (アソサイジン)
---	----------------------------------

5 *Asarum mitoanum* (ツクエジマカンアオイ)

別表第三の第一中(15)を(16)とする。

別表第三の第一の(14)中3の項を5の項とし、2の項を3の項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 *Ranunculus yatsugatakensis* (ヤツガタケキンポウゲ)

別表第三の第一の(14)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Aconitum ciliare* (ハナカズラ)

別表第三の第一中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とする。

別表第三の第一の(11)中8の項を10の項とし、3の項から7の項までを二項ずつ繰り下げ、2の項を4の項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 *Crepidium kandae* (カンダヒメラン)

別表第三の第一の(11)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 *Acanthephippium pictum* (エソレイシヨウキラン)

別表第三の第一中(11)を(12)とする。

別表第三の第一の(10)中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Asparagus oligoclonos</i> (タムボウキ)
---	--------------------------------------

別表第三の第一の(10)に次の三項を加える。

4	<i>Tricyrtis ishiana</i> var. <i>ishiana</i> (サガミジヨクロホトトギス)
5	<i>Tricyrtis ishiana</i> var. <i>surugensis</i> (スルガジヨクロホトトギス)
6	<i>Tricyrtis perfoliata</i> (キバナノツクヌキホトトギス)

別表第三の第一中(10)を(11)とし、(6)から(9)までを(7)から(10)までとする。

別表第三の第一の(5)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Berteroella maximowiczii</i> (ハナナズナ)
---	---

別表第三の第一中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)	すいかずら科
1	<i>Lonicera fragrantissima</i> (ツシマヒヨウタンボク)

別表第三の第一に次のように加える。

(17) すみれ科	
1	<i>Viola tashiroi</i> var. <i>tairae</i> (イシガキスミレ)
2	<i>Viola thibaudieri</i> (タヂマスミレ)
3	<i>Viola utchinensis</i> (オキナクスミレ)

別表第六を別表第七とし、別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 特定第二種国内希少野生動植物種 (第一条関係)

項	種	名
第一	動物界	
	一 両生綱	
	イ 有尾目	
	(1)	さんしょうお科
1	<i>Hynobius tokyoensis</i>	(トウキヨウサンシヨウウオ)

二 条 ^き 鱈亜綱	
イ こい目	
(1) こい科	
1	<i>Hemigrammocypripis neglectus</i> (カワバタモロコ)
三 昆虫綱	
イ かめむし目	
(1) こおいむし科	
1	<i>Kirkaldyia deyrolli</i> (タガメ)
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

附 則

(施行期日)

- この政令は、令和二年二月十日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」とし、「あらかじめ」とあるのは「令和二年三月十日までに」とする。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてオリイコキクガシラコウモリ等を追加する等の必要があるからである。